

子ども達を薬物乱用から守るために

千葉県・千葉県教育委員会

近年、危険ドラッグなどの薬物乱用に関するニュースが後を絶ちません。薬物乱用の危険は、意外なほど近くに潜んでおり、必ずしも問題行動のある子どもだけに関わる問題ではなくなってきています。

1 身近に潜む薬物乱用の危険

Q 子どもの身の周りに薬物乱用の危険は本当にあるの？

- A** 薬物乱用の危険は意外と身近です。
- 例えば、下記のようなことも薬物乱用につながる可能性があります。
- ①子どもに携帯電話を持たせている。
 - ②子どもにインターネットにいつでも接続できるパソコンを使わせている。
 - ③高校生や大学生、社会人など少し年上の人との交友関係を持っている。
 - ④身近に飲酒や喫煙をしている人がいる。
 - ⑤鎮痛薬等の薬を自由に使える環境にある。



Q インターネットや飲酒・喫煙はなぜ危険なの？

A 近年は、インターネットでも危険な薬物を簡単に手に入れることができます。また、薬物乱用を始める動機として、「友達や先輩に誘われて断りきれなかった」という人間関係上のプレッシャーや、「そんなに危険なものとは思っていなかった」という知識不足などが指摘されています。小学生のときは両親や先生が言うことが絶対だったのが、中学生になるとなによりも友人関係を優先するようになり、友人の言動に左右されやすくなります。高校生になると、自分は自分という自立心が芽生え始めますが、時に独りよがりな判断につながってしまうこともあります。薬物が危険であること、自分から近づかないこと、誘われたら拒否すること、使用したら自分だけの問題ではないことを伝えていくことが大切です。

さらに、飲酒や喫煙、市販薬や処方薬の乱用（用法・用量を守らず使用すること）も、子ども達の身体に大きなダメージを与えるだけでなく、危険ドラッグや大麻の乱用につながる可能性も高くなることから注意が必要です。

小学生	中学生	高校生
他律期 (親や先生の言うことが絶対)	社会律期 (友人関係に縛られる)	自律期 (自分は自分、他人は他人)



Q どんな薬物が乱用されてるの？ 薬物を乱用するとどうなるの？

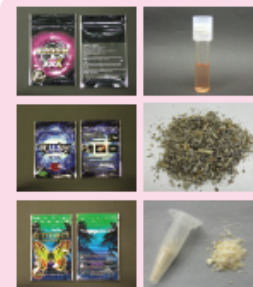
A 我が国で主に乱用されている薬物には、覚醒剤、大麻、MDMA、シンナー、危険ドラッグなどがあります。いずれも脳に影響して、幻覚や妄想、記憶障害、学習能力の低下、意識障害、呼吸困難などを引き起こし、第三者を傷つけたり、本人を死に至らしめることもあります。また、たとえ健康被害が深刻になる前に使用をやめたとしても依存性が残るとされています。



2 薬物に関する知識

Q よくニュースになっている『危険ドラッグ』って何？？

A 合法ハーブ等と称して販売されている危険な薬物のことです。



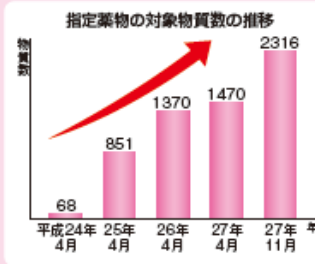
Q 『合法』ってことは安全なの？

A 合法ハーブ、合法アロマなどと称してインターネットなどで販売されていますが、実際には国が認可していない危険な化学物質が含まれた商品です。中には、麻薬や覚醒剤と似たような物質やより強い物質が含まれているものもあり、使用すると死亡したり、健康被害をおこすだけでなく、交通事故等で人を巻き込む事件も多発しています。

Q 『合法』ってことは捕まらないの？

A 国は、危険ドラッグに含まれている幻覚や興奮を起す可能性の高い物質を、医薬品医療機器等法で「指定薬物」に指定しています。指定薬物は、輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても規制しています。違反した場合は、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。さらに千葉県では、「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的に推進しています。

(詳細は千葉県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/kikendrug/jourei.html>)



Q 危険ドラッグはどこで販売しているの？

A 危険ドラッグはインターネットでも販売しています。平成26年度からの取締の強化により固定店舗は壊滅しましたが、インターネットでは未だ流通しています。一般の通販サイトに見せかけて販売していますので注意が必要です。

3 相談窓口

「最近、子どもの様子がおかしい...危険な薬物に手を出しているかもしれない...」
「あまり薬行の良くない先輩と遊んでいるみたい...」

Q 万が一、薬物の問題で困ったときはどうすればいいの？

A 手遅れになる前に相談してください。薬物依存症は進行性の病気です。最初の1回の使用から、本人も気づかないうちに使用量や使用頻度が増えていき、回復のためには専門の治療が必要になります。身近な人だけで抱え込んで解決しようとせず、早めに専門機関に相談をしてください。

千葉県健康福祉部薬務課
043-223-2620
千葉県精神保健福祉センター
043-263-3891
千葉県青少年センター ヤング・テレホン
0120-783-497
県内の健康福祉センター（保健所）へ

